公営住宅法第四十四条第三項並びに公営住宅法施行令第二条第一項第一号及び第三号並びに第三条第一項に規定する国土交通大臣が定める期間等

（平成 8 年 8 月 30 日
建設省告示第 1783 号）

改正　平成 12 年 12 月 27 日　建　設　省告示第　2492 号
平成 14 年 3 月 29 日　国土交通省告示第　261 号
平成 15 年 3 月 31 日　国土交通省告示第　356 号
平成 16 年 3 月 31 日　国土交通省告示第　401 号
平成 17 年 3 月 28 日　国土交通省告示第　357 号
平成 18 年 3 月 31 日　国土交通省告示第　441 号
平成 19 年 3 月 22 日　国土交通省告示第　356 号
平成 20 年 3 月 31 日　国土交通省告示第　402 号
平成 20 年 3 月 31 日　国土交通省告示第　410 号
平成 21 年 3 月 24 日　国土交通省告示第　308 号
平成 21 年 3 月 26 日　国土交通省告示第　329 号
平成 22 年 3 月 26 日　国土交通省告示第　238 号
平成 23 年 3 月 28 日　国土交通省告示第　308 号
平成 24 年 3 月 26 日　国土交通省告示第　329 号
平成 25 年 3 月 25 日　国土交通省告示第　269 号
平成 29 年 3 月 24 日　国土交通省告示第　217 号
平成 31 年 3 月 25 日　国土交通省告示第　405 号
令和 2 年 3 月 25 日　国土交通省告示第　420 号

公営住宅法（昭和二十六年法律第百九十三号）第四十四条第三項並びに公営住宅法施行令（昭和二十六年政令第二百四十号）第二条第一項第一号及び第三号並びに第三条第一項の規定に基づき、建設大臣が定める期間等を次のとおり定めたので、告示する。

公営住宅法第四十四条第三項並びに公営住宅法施行令第二条第一項第一号及び第三号並びに第三条第一項に規定する国土交通大臣が定める期間等

（平 12 建告 2492・改称）

一　公営住宅法第四十四条第三項に規定する国土交通大臣の定める期間は、次の表の上欄各項に定める住宅に応じてそれぞれ下欄各項に定めるとおりとする。

住　　宅	期　間
耐火構造の住宅	七十年
準耐火構造の住宅	四十五年
木造の住宅（耐火構造の住宅及び準耐火構造の住宅を除く。）	三十年

二　公営住宅法施行令（以下「令」という。）第２条第１項第一号に規定する国土交通大臣が市町村ごとに定める数値は，別表に定める数値とする。

三　令第二条第一項第三号に規定する国土交通大臣が定める数値は，イ，ロ，ハ又はニに掲げる場合に応じ，それぞれイ，ロ，ハ又はニに掲げる算式により算定した数値とする。

イ　公営住宅の構造が木造以外であって、かつ、公営住宅が首都圏整備法（昭和三十一年法律第八十三号）第二条第三項に規定する既成市街地の全部若しくは一部を含む市町村の区域又は近畿圏整備法（昭和三十八年法律第百二十九号）第二条第三項に規定する既成都市区域の全部若しくは一部を含む市町村の区域に存する場合

$$K = 1 - 0.0010 \times Y$$

ロ　公営住宅の構造が木造であって，かつ，公営住宅がイに規定する区域に存する場合

$$K = 1 - 0.0051 \times Y$$

ハ　公営住宅の構造が木造以外であって，かつ，公営住宅がイに規定する区域以外の区域に存する場合

$$K = 1 - 0.0039 \times Y$$

ニ　公営住宅の構造が木造であって，かつ，公営住宅がイに規定する区域以外の区域に存する場合

$$K = 1 - 0.0087 \times Y$$

（この式において，K及びYは，それぞれ次の数値を表すものとする。
K　令第二条第一項第三号に規定する国土交通大臣が定める数値
Y　建設時からの経過年数）

四　令第三条第一項に規定する国土交通大臣が定める一年当たりの利回りは、三パーセント（敷地にあっては、次の表の上欄に掲げる近傍同種の住宅の存する区域の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める率）とする。ただし、事業主体は、公営住宅法第二条第六号に規定する公営住宅の借上げ（公営住宅の用に供することを目的として建設された住宅及びその附帯施設の借上げを除く。）に係る公営住宅の敷地の一年当たりの利回りについては、同項の規定に基づき同欄に定める率により算定した額が当該公営住宅を含む建築物における同種の住戸（公営住宅であるものを除く。）の家賃と著しく異なることとなる場合においては、必要な補正をすることができる。

近傍同種の住宅の存する区域	率
北海道（札幌市を除く。），青森県，岩手県，宮城県（仙台市を除く。），秋田県，山形県，茨城県，群馬県，新潟県，富山県，石川県，福井県，和歌山県，鳥取県，広島県（広島市を除く。），福岡県（北九州市及び福岡市を除く。），長崎県及び沖縄県の区域	一・〇パーセント
福島県，栃木県，山口県及び宮崎県の区域	一・五パーセント
長野県，兵庫県（神戸市を除く。），高知県及び佐賀県の区域	二・〇パーセント
岐阜県，愛知県（名古屋市を除く。），北九州市，大分県及び鹿児島県の区域	二・五パーセント
その他の区域	三・〇パーセント

（平 12 建告 2492・平 16 国交告 401・平 20 国交告 410・平 21 国交告 308・平 21 国交告 329・一部改正）

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

前　文〔抄〕〔平成一二年一二月二七日建設省告示第二四九二号〕

平成十三年一月六日から施行する。

附　則〔平成一四年三月二九日国土交通省告示第二六一号〕

この告示は、平成十四年四月一日から施行する。

附　則〔平成一五年三月三一日国土交通省告示第三五六号〕

この告示は、平成十五年四月一日から施行する。

附　則〔平成一六年三月三一日国土交通省告示第四〇一号〕

（施行期日）

1　この告示中別表の改正規定は平成十六年四月一日から、三の改正規定は同年十月一日から施行する。

（経過措置）

2　次に掲げる公営住宅については、この告示による改正後の三の規定の適用があるものとして算定した当該公営住宅に係る経過年数係数（公営住宅法施行令第二条第一項第三号に規定する国土交通大臣が定める数値をいう。以下同じ。）が、平成十六年十月一日（第二号又は第三号に掲げる公営住宅にあっては、管理が開始された日）においてこの告示による改正前の三の規定の適用があるものとして算定した当該公営住宅に係る経過年数係数（以下「基準経過年数係数」という。）を超える数値である間は、この告示による改正後の三の規定を適用せず、当該公営住宅に係る経過年数係数は基準経過年数係数とする。

一　平成十六年十月一日において現に管理されている公営住宅

二　平成十六年九月三十日以前に入居者の公募が開始され、かつ、同年十月一日以後に管理が開始される公営住宅

三　公営住宅法（昭和二十六年法律第百九十三号）第二十二条第一項に規定する事由がある場合において平成十六年九月三十日以前に特定の者による入居の申込みがされ、かつ、同年十月一日以後に管理が開始される公営住宅

附　則〔平成一七年三月二八日国土交通省告示第三五七号〕

この告示は、平成十七年四月一日から施行する。

附　則〔平成一八年三月三一日国土交通省告示第四四一号〕

この告示は、平成十八年四月一日から施行する。

附　則〔平成一九年三月二二日国土交通省告示第三五六号〕

この告示は、平成十九年四月一日から施行する。

附　則〔平成二〇年三月三一日国土交通省告示第四〇二号〕

この告示は、平成二十年四月一日から施行する。

附　則〔平成二〇年三月三一日国土交通省告示第四一〇号〕

（施行期日）

1　この告示は、平成二十年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　この告示による改正後の四の規定は、平成二十一年度以降の年度の近傍同種の住宅の家賃（公営住宅法（昭和二十六年法律第百九十三号）第十六条第二項の規定による近傍同種の住宅の家賃をいう。以下同じ。）の算定について適用し、平成二十年度の近傍同種の住宅の家賃の算定については、なお従前の例による。

附　則〔平成二一年三月二四日国土交通省告示第三〇八号〕

この告示は、平成二十一年四月一日から施行する。

附　則〔平成二一年三月二六日国土交通省告示第三二九号〕

（施行期日）

1　この告示は、平成二十一年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　この告示による改正後の四の規定は、平成二十二年度以降の年度の近傍同種の住宅の家賃（公営住宅法（昭和二十六年法律第百九十三号）第十六条第二項の規定による近傍同種の住宅の家賃をいう。以下同じ。）の算定について適用し、平成二十一年度の近傍同種の住宅の家賃の算定については、なお従前の例による。

附　則〔平成二二年三月二六日国土交通省告示第二三八号〕

この告示は、平成二十二年四月一日から施行する。

附　則〔平成二三年三月二八日国土交通省告示第三〇八号〕

この告示は、平成二十三年四月一日から施行する。

附　則〔平成二四年三月二六日国土交通省告示第三二九号〕

この告示は、平成二十四年四月一日から施行する。

附　則〔平成二五年三月二五日国土交通省告示第二六九号〕

この告示は、平成二十五年四月一日から施行する。

附　則〔平成二九年三月二四日国土交通省告示第二一七号〕

この告示は、平成二十九年四月一日から施行する。

附　則〔平成三一年三月二五日国土交通省告示第四〇五号〕

この告示は、平成三十一年四月一日から施行する。

附　則〔令和二年三月二五日国土交通省告示第四二〇号〕

この告示は、令和二年四月一日から施行する。

（別表）

（平 12 建告 2492・平 14 国交告 261・平 15 国交告 356・平 16 国交告 401・平 17 国交告 357・平 18 国交告 441・平 19 国交告 356・平 20 国交告 402・平 21 国交告 308・平 22 国交告 238・平 23 国交告 308・平 24 国交告 329・平 25 国交告 269・平 29 国交告 217・一部改正）

都道府県名	市町村名	数値
東京都	千代田区	一・六〇
東京都	港区	一・五〇
東京都	渋谷区	一・四〇
東京都	中央区　品川区	一・三五
東京都	新宿区　文京区　目黒区　大田区	一・三〇
東京都	江東区　世田谷区　豊島区	一・二五
大阪府 東京都 神奈川県 兵庫県	大阪市 台東区　北区 横浜市 神戸市	一・二〇
東京都 兵庫県	中野区　杉並区　板橋区　練馬区　江戸川区　武蔵野市 西宮市　芦屋市	一・一五
埼玉県 千葉県 東京都 神奈川県 愛知県 京都府 大阪府 兵庫県 奈良県 広島県 香川県	所沢市 千葉市　市川市　船橋市 荒川区　足立区　葛飾区　立川市　三鷹市　府中市　調布市 小金井市　国立市　狛江市　東久留米市　西東京市 川崎市　鎌倉市 名古屋市 京都市 吹田市 尼崎市　伊丹市　宝塚市 奈良市 広島市 高松市	一・一〇
埼玉県 千葉県 東京都 神奈川県 静岡県 京都府 大阪府	川口市　蕨市　朝霞市　志木市　和光市　新座市　さいたま市 松戸市　習志野市　柏市　浦安市 墨田区　八王子市　町田市　小平市　東村山市　国分寺市 清瀬市　多摩市 藤沢市　逗子市　葉山町 静岡市 長岡京市 堺市　岸和田市　豊中市　守口市　箕面市　東大阪市	一・〇五

兵庫県	川西市	
奈良県	生駒市	
福岡県	福岡市	
北海道	札幌市	一・〇〇
宮城県	仙台市	
埼玉県	川越市　熊谷市　春日部市　上尾市　草加市　越谷市　戸田市	
	富士見市　ふじみ野市　三芳町	
千葉県	流山市　我孫子市	
東京都	昭島市　日野市　東大和市　稲城市	
神奈川県	相模原市　平塚市　茅ヶ崎市　厚木市　大和市	
新潟県	新潟市	
石川県	金沢市	
滋賀県	大津市	
京都府	向日市	
大阪府	池田市　泉大津市　高槻市　枚方市　茨木市　八尾市	
	寝屋川市　松原市　門真市　摂津市　高石市　藤井寺市	
兵庫県	明石市	
和歌山県	和歌山市	
広島県	福山市	
長崎県	長崎市	
沖縄県	那覇市	
福島県	郡山市	〇・九五
栃木県	宇都宮市	
群馬県	前橋市　高崎市	
埼玉県	飯能市　狭山市　入間市　桶川市　久喜市　北本市　八潮市	
	三郷市　蓮田市　坂戸市　鶴ケ島市　吉川市	
千葉県	木更津市　佐倉市　市原市　八千代市　鎌ケ谷市　四街道市	
東京都	青梅市　福生市　武蔵村山市　羽村市	
神奈川県	横須賀市　小田原市　伊勢原市　海老名市　座間市　綾瀬市　大磯町	
富山県	富山市	
福井県	福井市	
岐阜県	岐阜市	
静岡県	浜松市　沼津市　熱海市　伊東市	
愛知県	長久手市	
京都府	宇治市　城陽市　八幡市　京田辺市　大山崎町　久御山町	
大阪府	貝塚市　泉佐野市　富田林市　大東市　和泉市　柏原市	
	羽曳野市　四條畷市　交野市　大阪狭山市　島本町　忠岡町	
兵庫県	三田市	

奈良県	橿原市	
岡山県	岡山市	
広島県	府中町	
徳島県	徳島市	
愛媛県	松山市	
高知県	高知市	
熊本県	熊本市	
鹿児島県	鹿児島市	
福島県	福島市	○・九○
茨城県	水戸市　土浦市　取手市　牛久市　つくば市	
栃木県	小山市	
埼玉県	東松山市　鴻巣市　幸手市　日高市　伊奈町　滑川町　宮代町	
	白岡市　杉戸町　松伏町	
千葉県	野田市　成田市　東金市　白井市　富里市　酒々井町	
東京都	あきる野市　瑞穂町	
神奈川県	三浦市　秦野市　二宮町	
山梨県	甲府市　大月市	
長野県	長野市	
岐阜県	大垣市	
静岡県	三島市　富士市　御殿場市　裾野市　清水町	
愛知県	豊橋市　刈谷市　稲沢市　大府市　尾張旭市　豊明市　日進市	
	清須市　北名古屋市　東郷町	
三重県	四日市市　桑名市	
滋賀県	近江八幡市　草津市	
京都府	亀岡市　木津川市　精華町	
大阪府	河内長野市　泉南市　阪南市　豊能町　熊取町　田尻町	
兵庫県	姫路市　加古川市　猪名川町	
奈良県	大和高田市　大和郡山市　斑鳩町　上牧町　王寺町　河合町	
鳥取県	鳥取市	
広島県	呉市　東広島市　廿日市市　海田町	
福岡県	北九州市	
北海道	函館市	○・八五
青森県	青森市	
岩手県	盛岡市	
宮城県	多賀城市	
秋田県	秋田市	
山形県	山形市	
福島県	会津若松市　白河市	

茨城県	日立市　古河市　龍ケ崎市　ひたちなか市　守谷市 つくばみらい市　阿見町	
栃木県	足利市　栃木市　野木町	
群馬県	太田市　館林市	
埼玉県	行田市　加須市　本庄市　深谷市　毛呂山町　越生町　嵐山町 川島町　鳩山町	
千葉県	茂原市　袖ケ浦市　印西市　大網白里市	
東京都	日の出町	
神奈川県	南足柄市　寒川町　中井町　大井町　松田町　山北町　開成町 箱根町　真鶴町　湯河原町　愛川町	
新潟県	長岡市	
富山県	高岡市	
石川県	小松市　輪島市　白山市　野々市市　内灘町	
山梨県	富士吉田市　甲斐市　笛吹市　上野原市　昭和町	
長野県	松本市　上田市　諏訪市　須坂市	
岐阜県	高山市　多治見市　羽島市　各務原市　瑞穂市　岐南町 北方町	
静岡県	富士宮市　島田市　焼津市　掛川市　藤枝市　下田市 伊豆の国市　函南町　長泉町	
愛知県	岡崎市　一宮市　瀬戸市　半田市　春日井市　豊川市　津島市 碧南市　豊田市　安城市　西尾市　蒲郡市　犬山市　常滑市 江南市　小牧市　新城市　東海市　知多市　知立市　高浜市 岩倉市　みよし市　あま市　豊山町　大治町　蟹江町 阿久比町　東浦町　南知多町　武豊町　幸田町	
三重県	津市　松阪市　名張市	
滋賀県	彦根市　守山市　栗東市　野洲市	
京都府	福知山市　舞鶴市　南丹市　井手町	
大阪府	岬町　太子町　河南町	
兵庫県	洲本市　相生市　豊岡市　赤穂市　三木市　高砂市　淡路市 たつの市　稲美町　播磨町	
奈良県	天理市　桜井市　香芝市　葛城市　平群町　三郷町　安堵町 川西町　田原本町　広陵町	
和歌山県	海南市　橋本市　岩出市	
鳥取県	米子市	
島根県	松江市	
岡山県	倉敷市　備前市	
広島県	三原市　大竹市　坂町	
山口県	岩国市　周南市　和木町	

徳島県	三好市　松茂町	
香川県	丸亀市　坂出市	
愛媛県	今治市　宇和島市　八幡浜市　西条市	
福岡県	久留米市　筑紫野市　春日市　大野城市　太宰府市　那珂川市	
佐賀県	佐賀市	
長崎県	佐世保市	
大分県	大分市	
宮崎県	宮崎市	
鹿児島県	奄美市	
沖縄県	宜野湾市　浦添市　糸満市　豊見城市　北谷町　西原町	
	南風原町	
北海道	小樽市	○・八○
青森県	弘前市　八戸市	
宮城県	名取市	
茨城県	結城市　かすみがうら市　常総市　利根町	
栃木県	佐野市　鹿沼市　壬生町	
群馬県	桐生市　伊勢崎市　渋川市　草津町　大泉町　邑楽町	
埼玉県	羽生市　小川町　吉見町	
千葉県	銚子市　館山市　君津市　八街市　いすみ市　栄町	
新潟県	柏崎市	
富山県	魚津市　黒部市	
石川県	加賀市	
福井県	敦賀市　小浜市　越前市	
山梨県	山梨市　韮崎市　中央市	
長野県	岡谷市　茅野市　千曲市　下諏訪町	
岐阜県	土岐市　飛騨市　本巣市	
静岡県	磐田市　袋井市　湖西市　伊豆市　東伊豆町　河津町	
愛知県	弥富市　大口町　扶桑町　美浜町	
三重県	伊勢市　伊賀市　朝日町	
滋賀県	長浜市　東近江市	
京都府	綾部市　宮津市　宇治田原町	
大阪府	千早赤阪村	
兵庫県	西脇市　小野市　加西市　丹波篠山市　加東市　太子町	
奈良県	御所市　三宅町　明日香村	
和歌山県	有田市　田辺市　紀の川市　白浜町	
岡山県	津山市　笠岡市　総社市	
広島県	尾道市　府中市	
山口県	下関市　山口市　下松市	

徳島県	鳴門市　小松島市　阿南市　北島町	
香川県	善通寺市	
愛媛県	新居浜市　大洲市　四国中央市　東温市　松前町	
高知県	南国市　須崎市	
福岡県	糸島市　志免町　新宮町　粕屋町	
長崎県	諫早市　長与町　時津町	
大分県	別府市	
沖縄県	名護市　沖縄市　北中城村　与那原町	
岩手県	宮古市	○・七五
宮城県	石巻市　塩竈市　岩沼市　富谷市	
山形県	天童市	
福島県	いわき市　須賀川市	
茨城県	石岡市　常陸太田市　那珂市　筑西市　五霞町　東海村	
栃木県	真岡市　下野市	
群馬県	沼田市　藤岡市　富岡市　明和町	
埼玉県	寄居町	
千葉県	勝浦市　鴨川市　富津市　香取市	
新潟県	三条市　新発田市　小千谷市　上越市　湯沢町	
富山県	氷見市	
石川県	津幡町	
福井県	鯖江市　坂井市　高浜町	
山梨県	都留市　甲州市　富士河口湖町	
長野県	小諸市　中野市　塩尻市　小布施町	
岐阜県	関市　瑞浪市　美濃加茂市　可児市　山県市　郡上市　垂井町	
	神戸町　安八町	
静岡県	菊川市　小山町	
愛知県	田原市　愛西市	
三重県	鈴鹿市　菰野町	
滋賀県	甲賀市　湖南市　米原市	
兵庫県	朝来市　宍粟市　福崎町　新温泉町	
奈良県	五條市　宇陀市	
和歌山県	新宮市　かつらぎ町　湯浅町	
鳥取県	倉吉市	
島根県	浜田市	
岡山県	玉野市　高梁市　早島町	
広島県	三次市　江田島市	
山口県	防府市　光市	
徳島県	吉野川市　石井町　藍住町	

香川県	観音寺市　宇多津町　琴平町	
愛媛県	砥部町	
高知県	安芸市　四万十市　香美市　いの町	
福岡県	飯塚市　小郡市　宗像市　古賀市　福津市　篠栗町	
佐賀県	唐津市	
熊本県	合志市　天草市　菊陽町　益城町	
大分県	佐伯市　津久見市	
鹿児島県	薩摩川内市	
沖縄県	宮古島市　八重瀬町	
その他の市町村		○・七○